

# 外来種被害防止行動計画・侵略的外来種リストに関する

## NGO・NPO 及び関係事業団体と委員との意見交換会

### 議事概要

1. 日時：平成 25 年 10 月 1 日（金）

①NGO・NPO との意見交換会 10:00～12:00

②関係事業団体との意見交換会 13:00～16:30

2. 場所：ベルサール新宿グランド コンファレンスセンター Room G+H

3. 出席者（敬称略）

#### ■検討委員（会議別、五十音順；○は各座長）

<外来種被害防止行動計画策定会議>

池田 透 北海道大学 大学院文学研究科・文学部 教授（欠席）

石井 信夫 東京女子大学 現代教養学部 数理学科 教授（欠席）

内田 和男 独立行政法人水産総合研究センター増養殖研究所内水面研究部 部長  
(欠席)

及川 敬貴 横浜国立大学 大学院環境情報研究院 准教授（欠席）

○大河内 勇 独立行政法人森林総合研究所 理事

片岡 友美 認定 NPO 法人 生態工房 理事

草刈 秀紀 WWF ジャパン 事務局長付

熊谷 宏尚 千葉県環境生活部自然保護課自然環境企画室 千葉県生物多様性  
センター 主幹

小池 文人 横浜国立大学 大学院環境情報学府 教授（欠席）

五箇 公一 独立行政法人国立環境研究所 主席研究員

高尾 勇一郎 香川県環境森林部みどり保全課鳥獣対策・野生生物グループ 課長補佐

中井 克樹 滋賀県立琵琶湖博物館 専門学芸員

根岸 寛光 東京農業大学 農学部 農学科 教授（欠席）

日向野 純也 独立行政法人水産総合研究センター増養殖研究所増殖システム部  
環境管理グループ グループ長

村上 興正 元京都大学 理学研究科 講師

<愛知目標達成のための侵略的外来種リスト作成会議>

石井 実 大阪府立大学大学院 生命環境科学研究科 教授（欠席）  
岩崎 敬二 奈良大学教養部 教授（欠席）  
内田 和男 独立行政法人水産総合研究センター増養殖研究所内水面研究部 部長  
（欠席）  
角野 康郎 神戸大学大学院 理学研究科 教授（欠席）  
小林 達明 千葉大学大学院 園芸学研究科 教授  
鳥羽 光晴 千葉県水産総合研究センター 東京湾漁業研究所 所長（欠席）  
中井 克樹 滋賀県立琵琶湖博物館 専門学芸員  
西田 智子 独立行政法人農業環境技術研究所 生物多様性研究領域 上席研究員  
長谷川 雅美 東邦大学理学部 生物学科 教授（欠席）  
細谷 和海 近畿大学農学部 教授（欠席）  
○村上 興正 元京都大学 理学研究科 講師

<愛知目標達成のための侵略的外来種リスト作成に向けた植物 WG 会合>

勝木 俊雄 独立行政法人森林総合研究所 多摩森林科学園 教育的資源研究 G  
主任研究員  
勝山 輝男 神奈川県立生命の星・地球博物館 企画普及課長  
○角野 康郎 神戸大学大学院 理学研究科 教授（欠席）  
黒川 俊二 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構 中央農業総合研究  
センター 生産体系研究領域 主任研究員  
小池 文人 横浜国立大学 大学院環境情報学府 教授（欠席）  
小林 達明 千葉大学大学院 園芸学研究科 教授  
高橋 新平 東京農業大学 地域環境科学部造園科学科 教授  
西田 智子 独立行政法人農業環境技術研究所 生物多様性研究領域 上席研究員  
藤井 伸二 人間環境大学 人間環境学部 准教授  
横田 昌嗣 琉球大学 理学部海洋自然学科 教授

■午前の発表団体（NGO・NPO）※発表順

大野 正人 公益財団法人 日本自然保護協会 教育普及部 部長  
萩原 正朗 公益財団法人 日本自然保護協会 教育普及部  
草刈 秀紀 公益財団法人 世界自然保護基金ジャパン  
金井 裕 公益財団法人 日本野鳥の会  
川道 美枝子 生物多様性 JAPAN 事務局  
青木 進 公益財団法人 日本生態系協会 環境政策部長  
杉山 秀樹 全国ブラックバス防除市民ネットワーク（ノーバスネット） 会長

小林 光	全国ブラックバス防除市民ネットワーク（ノーバスネット）	事務局長
半沢 裕子	全国ブラックバス防除市民ネットワーク（ノーバスネット）	事務局
佐藤 方博	認定 NPO 法人 生態工房	
片岡 友美	認定 NPO 法人 生態工房	
北澤 哲弥	認定 NPO 法人 生態工房	

### ■午後の発表団体（関係事業団体）※発表順

金谷 勉	一般社団法人 日本草地畜産種子協会
菊地 富夫	一般社団法人 全国特定法面保護協会
野村 徹郎	一般社団法人 日本造園建設業協会
竹中 三成	一般社団法人 日本林業土木連合協会
中野 裕司	特定非営利活動法人 日本綠化工協会
川原 秀男	社団法人 日本養蜂はちみつ協会 副会長
木村 和生	社団法人 日本養蜂はちみつ協会 常務理事
真坂 一彦	地方独立行政法人 北海道立総合研究機構林業試験場
大越 徹夫	全国内水面漁業協同組合連合会 専務理事
師田 彰子	全国内水面漁業協同組合連合会 業務課長補佐
小堀 彰彦	全国養鯉振興協会 会長理事
武田 勝美	全国養鯉振興協会 副会長理事
新井 裕二	全国養鯉振興協会 理事
米花 晃雄	全国養鯉振興協会 事務局長
川原田 邦夫	一般社団法人 日本植木協会
川俣 稔	一般社団法人 日本植木協会

### ■農林水産省

畠沢 重年	農林水産省 大臣官房 環境政策課 課長補佐
廣田 美香	農林水産省 生産局 畜産部 畜産振興課 企画班 課長補佐
丹菊 将貴	農林水産省 生産局 畜産部 畜産振興課 飼料生産計画班 課長補佐
谷口 康子	農林水産省 生産局 畜産部 畜産振興課 技術2班 課長補佐

### ■環境省

中島 慶二	環境省 自然環境局 野生生物課 課長
関根 達郎	環境省 自然環境局 野生生物課 外来生物対策室 室長
東岡 礼治	環境省 自然環境局 野生生物課 外来生物対策室 室長補佐
谷垣 佐智子	環境省 自然環境局 野生生物課 外来生物対策室 係長

#### 4. 議事：

##### (1) 意見発表及び意見交換

###### ①NGO・NPOとの意見交換会

###### ● NGO・NPOによる意見発表

- ・公益財団法人日本自然保護協会
- ・公益財団法人世界自然保護基金ジャパン
- ・公益財団法人日本野鳥の会
- ・生物多様性 JAPAN
- ・公益財団法人日本生態系協会
- ・全国ブラックバス防除市民ネットワーク
- ・認定NPO法人生態工房

###### ● 委員との意見交換

###### ②関係事業団体との意見交換会

- ・牧草関連団体による意見発表、意見交換
- ・緑化関連団体及び林野関連団体による意見発表、意見交換
- ・養蜂関連団体による意見発表、意見交換
- ・水産関連団体による意見発表、意見交換

##### (1) 意見発表及び意見交換

###### ①NGO・NPOとの意見交換会

###### ■挨拶（野生生物課 中島課長）

- ・愛知目標の個別目標で優先度の高い種を特定し対策をすることとなっており、目標達成のため行動計画を策定、侵略的外来種リストを作成している。
- ・国や地方自治体だけでなくNPO等と連携した防除が必要である。特にNGO・NPOは防除や知見集積の面において貢献が大きいことから、引き続き連携が望まれている。
- ・本日は検討委員と意見交換いただくことで、行動計画、リストをより具体的で実効性あるものにしたい。
- ・スケジュールについて、リスト作成は当初は今年度中という予定だったが、先日の第1回侵略的外来種リスト作成会議でのご議論等を踏まえて、十分な検討時間を確保することが適当と考え、平成26年夏頃の完成を目指したいと考えている。

###### ● NGO・NPOによる意見発表

- ・公益財団法人日本自然保護協会

###### ＜説明資料＞

(資料 3-1 ) 公益財団法人日本自然保護協会からの配付資料

(追加資料 ) 自然しらべ 2013 「日本のカメさがし！」

<「自然しらべ」について>

- ・ 日本自然保護協会では環境教育プログラム「自然しらべ」を 1995 年から開始。目的は「身近な生き物からみえてくる生物多様性」で、生物多様性の主流化を目指す。今年の調査対象はカメ。
- ・ 参加者は、新聞、雑誌等の記事、広告等を見て、参加希望された一般の市民。市民の感覚に一番近い調査。プログラム内容は、参加者がフィールドで対象を見つけたら写真を撮って、場所・日時等の情報とともに日本自然保護協会に送る。協会は取りまとめて紹介し、還元する。
- ・ データの精度を確保するために写真添付を依頼、学術協力者が全データを確認、精査。
- ・ 2003 年にもカメさがしを実施している。その時、約 6 千頭の報告のうち 6 割が外来種ミシシッピアカミミガメで、在来種ニホンイシガメは 1 割少し。10 年経った動向に研究者、自然保護協会とも関心を持っており、今年確認したい。
- ・ 2013 年調査の途中ではあるが、野外で在来のカメが見つかるところでも、ミシシッピアカミミガメが同時に見つかっている。純粋に在来種だけの水辺が減少。また、ミシシッピアカミミガメが一ヶ所の調査地点で 50~200 匹と大量に見つかる例が多数。
- ・ 観察会と室内セミナーの「カメ教室」も開催。企業の協賛、協力もいただいている。外来種問題、生物多様性について一般市民、企業に知ってもらうきっかけになる。
- ・ テレビ報道や新聞記事掲載のあと、飼育しているカメの処置や放逐についての問い合わせがある。担当から「放さないで」と説得しているが、特に高齢者には今後自分より長く生きるかもしれない、という心配があるのが実状だと思われる。

<課題と提言>

- ・ 野外でミシシッピアカミミガメばかりが目に付く。日本人の自然観の変化にも関わる。
  - ・ 駆除活動は局所的。その拡大と資金・労力の支援が必要。
  - ・ 「自然しらべ」のようなものも含めて、全国モニタリング体制も必要。
  - ・ 終身飼養の普及啓発とともに、やむをえず飼えなくなった個体の受け入れ、譲渡、処分等のシステムも必要。
  - ・ ミシシッピアカミミガメの特定外来生物の指定に期待。
  - ・ 今回の行動計画に「段階的規制の検討」と踏み込んでいるのは画期的で期待している。
  - ・ 普及啓発面から自然保護協会でも出来ることがあるので、国民理解を深めながら、輸入規制と野外逸出の防止に取り組んでほしい。
- ・ 公益財団法人 世界自然保護基金ジャパン
- (資料 3-2 ) 公益財団法人 世界自然保護基金からの配付資料

<全般について>

- ・被害防止行動計画と外来種リストの整合性をとるようにするべき。

**<外来種被害防止行動計画について>**

- ・外来生物対策には普及啓発、教育が最重要。外来生物についてはWWFも研究者とシンポジウム等をやっている。保育園、幼稚園等、初等教育段階での理解促進、教育が重要。企業・事業者の重要性の記述が少ないので明記を。
- ・防除事業の担い手の育成、団体の育成が必要。いろいろなところで防除実施しているが、そのリーダーがいなくなつた時の対策としても人材育成が必要。
- ・他の法令との連携、協力、切り分け。鳥獣保護法の被害対策と外来生物問題の根絶対策などをうまく整理、切り分けて議論する必要性。
- ・文部科学省の役割は重要。連携が必要。会議に加えて議論する必要がある。
- ・教材開発について。トランプ型教材「ピンチくん」の改訂、普及啓発への活用を。

**<侵略的外来種リストについて>**

- ・リストについては、予防原則の考え方が必要。予防の考え方が欠けている。未侵入の種についても検討する必要があるのでは。

**・公益財団法人 日本野鳥の会**

(資料3-3) 公益財団法人 日本野鳥の会からの配付資料

**<外来種被害防止行動計画について>**

- ・行動計画が、侵略的外来種対策だけになっている。外来種全体に対する計画として、侵略的で無い外来種への対策の在り方を明記すべき。
- ・三原則が唐突に出てくるが、重要性が分かりにくい。認識と理解の段階が不明確。事例が何度も出てきて混乱する。書き直しが必要では。
- ・幅広い法令、団体が関わっているが、今はそれがばらばらで分からぬ。外来種全体とその中で侵略的なものという段階の整理、法令や役割分担の整理をしてほしい。
- ・鳥類の特性として、①移動能力大、②音声コミュニケーションで配偶者を見つけやすい、③食性がゼネラリスト。これらのことから、侵略的外来種になりやすい。モニタリングサイト1000森林草原では、ソウシチョウが相当のサイトで優占している。
- ・ヒゲガビチョウが未判定外来生物になっているが、初期に対策をとることが必要では。
- ・コブハクチョウは問題が大きい。ラムサール条約登録地（蘆牟田池、仏沼・小川原湖）でも増加し、供給源になっている。千波湖からは他の水系に逸出、管理不適切な例。
- ・オオカナダガンは要注意外来生物であるが、捕獲が進められている。
- ・インドクジャクは、環境省主導で上手く行った例。数が少ないうちに対応しておくことが重要。
- ・情報収集と評価を行うシステムが必要。具体的には、自治体レベルでの情報をもとに、生息状況にあわせた対応指針を構築。鳥インフルエンザの警戒レベルのイメージ。
- ・鳥の対策事例として、上記の事例等を行動計画に反映してもらいたい。

#### <侵略的外来種リストについて>

- ・ 科学的な影響がはっきりしてからというと手遅れの可能性があるので、早期対策可能な種を入れる。最新の事例が抜けているので、もう少ししっかりやってほしい。
- ・ 参考に、2007年段階で保全鳥類学の中でまとめたものに補足、網掛した表を資料に掲載。資料を集めて分析しなおして、対策の全体像が分かるようにしてほしい。

#### ・生物多様性 JAPAN

(資料 3-4 ) 生物多様性 JAPAN からの配付資料

#### <対策すべき外来種について>

- ・ アライグマは対策のスタンダードは出来たが、ハクビシン対策が遅れている。アライグマと同時にハクビシンが捕獲される、被害報告もある。ハクビシンの特定外来生物指定を。遺伝的研究によりハクビシンが外来種であるか否かを調査すべき。
- ・ 東京都ではハクビシンのほうがアライグマより多い。江戸時代は山の中にいたというが、実際は都会周辺において、23 区内で爆発的に増えている。アライグマを減らすとハクビシンが出てくる顕著な傾向あり。
- ・ 京都府舞鶴市ではアライグマ対策は外来生物対策と有害鳥獣駆除で上手く行っている。片やハクビシンは有害鳥獣駆除のみで冬期の防除が出来ていない。ハクビシンはアライグマと同じ対策、方法で防除出来るので、新たな対策のための費用が発生しない。
- ・ 被害の大きい特定外来生物と近縁の種は緊急に科レベルの指定が必要ではないか。アライグマ科のキンカジューは年 2 回繁殖するので増えやすい。恐らく温暖な地域で森林・山地にも入り込む、そうなると回収できない可能性。ジャコウネコ科も。
- ・ 公衆衛生を考慮に入れた種選定が必要である。
- ・ 指定に伴って放棄が起こることも懸念される。放棄対策で受け皿を作ってほしい。

#### ・公益財団法人日本生態系協会

(資料 3-5 ) 公益財団法人日本生態系協会からの配付資料

#### <外来種被害防止行動計画について>

- ・ 行動計画素案の外来対策を巡る政策動向のなかで、平成 16 年の衆参両院の委員会における外来生物法の付帯決議にある「地域在来の植物の活用に努めること」という部分の強調を。
- ・ 公共事業全般について地域在来植物を利用する基本とすべき。付帯決議は法面緑化だけでなく公共事業全般で緑化は在来種が基本としている、これを計画に盛り込んで事業者にアピール。「基本とする」と書くのが難しければ、「基本とすることを今後検討する」など。
- ・ 学校・園庭ビオトープの役割の記述を。取り組みへの励みになる。生態系協会では 1990 年度よりコンクールを実施しており、審査の観点の第一は在来種と外来種の区別。環

境教育基本方針でも地域在来の植物に配慮した緑化やビオトープに言及している。

- 漂着外来生物へ対応の必要性について、何らかの言及を。東日本大震災の影響で漂着したフジツボ、ワカメなどをオレゴン州で身元調査、ボランティアによる除去作業を実施している。

- 全国ブラックバス防除市民ネットワーク

(資料 3-6 ) 全国ブラックバス防除市民ネットワーク（ノーバスネット）からの配付  
資料

<全国ブラックバス防除市民ネットワークについて>

- 2005 年に発足し、外来魚駆除、密放流防止、調査研究、普及啓発等を実施。基本的に、外来魚駆除はすなわち在来魚保全活動でもあると考えている。

<外来種被害防止行動計画について>

- 全体として、より積極的に駆除について記述してほしい。もう一つ、都道府県と市町村の役割分担を明確化してほしい。すなわち、より危機感を持った形で出してほしい。
- 「防除」ではなく「駆除」という言葉で表記すべき部分が多い。吟味してほしい。（第1章第1節 p7、第2章第1節 4 p32-35、等）
- 保全対象地域の重要性に関して。国指定の保護地域が評価対象とされている点は再検討すべき。生息地の重要性は必ずしも保護地域指定に反映されない。また、国における対策優先度評価の尺度に河川や湖沼が含まれるのは不適切。（第2章第1節 2）
- 特定外来生物オオクチバスの放流特例の 4 湖沼について経緯・現状を記述し解決を目指すべき。この部分（第2章第1節 3）は外来種の被害予防三原則の中でも最も効果的、効率的な「入れない」について述べているところである。
- 各主体の役割分担の基本方針を示してほしい。特に、都道府県と市町村との関係について、難航が予想されるため、行動計画において明示すべき。（第2章第1節 4 p35）
- 多様な主体との連携については、具体例を記述すべき。関係省庁の連携等。また都道府県と市町村の役割は分けて書くべき。（第2章第2節 1、2）
- 市町村担当者への普及啓発については、実際の現場で防除を担う主体であるから、より重点を置いて記述してほしい。（第3章第1節）
- オオクチバスの台湾からの輸入を認めている特例の廃止について言及すべき。最も効果的、効率的に防除するには、こうした特例を認めないことが重要。（第3章第3節）
- 琵琶湖、伊豆沼・内沼、蘿牟田池等の例示を再検討すべき。これらだけでなく、池、河川、ダム湖等、各地域全体が極めて重要だと考えている。（第3章第4節）

<侵略的外来種リストについて>

- ホワイトリスト方式にすべき。

- 認定 NPO 法人生態工房

### (資料 3-7 ) 認定 NPO 法人生態工房からの配付資料

#### <認定 NPO 法人生態工房について>

- ・ 外来生物法施行前の 1998 年から東京を中心に身近な水域での外来生物防除、普及啓発等を実施してきている。

#### <外来種被害防止行動計画について>

- ・ 地域で活動する NPO、国民の視点では、種ではなく活動地域が単位。様々な外来種に総合的に対応し、同時に普及啓発も行っている状況。NPO 等による外来種対策推進には、地域に立脚した複合的防除、総合的外来種対策の視点を。(第 2 章第 2 節 5、全体)
- ・ ミシシッピアカミミガメの規制強化検討には強く賛成。今後は、野外放出防止の対策、受け入れ施設等の体制作りを期待。また、代替種の輸入リスクに関しては、侵略的外来種リストの活用や代替種の規制の検討も考えてほしい。(第 2 章第 1 節 3 (1))
- ・ 窓口機関との連携強化を。違反行為やカミツキガメを見つけた時、地方環境事務所に通報することが知られておらず、警察や保健所等に通報して、たらいまわしになる例が多い。国民の窓口に対するフォローを願いたい。(第 2 章第 2 節 2)
- ・ 防除活動の制限となる制度の改善。鳥類は鳥獣保護法だが、水生動物の場合は都道府県内水面漁業調整規則が掛かってきて、民間防除を制限。民間に対して防除促進を謳っているので、関係法令整備を。(第 2 章第 2 節 2)
- ・ ペット業者について。素案の 2 か所 (p20、p29) に記述があるが、事業者の役割の項目 (p42-43) には一切記述がないので、ペット業者の役割を追加すべき。(第 2 章第 2 節 3)
- ・ 目標設定への疑問。【現状】として挙げた課題と【目標（2020 年）】の結びつきが分かりにくいので再検討を。(第 1 章第 4 節③)
- ・ NPO 等による外来種防除を加速させる仕組み作りを。防除に携わってこなかった団体にはそれぞれの課題があるので、その課題を適切にカバーする記述が必要。人材育成には防除テキストや技術講習会が有効。環境省が音頭をとって実施してほしい。モニタリングサイト 1000 里地調査の講習会は参考になるのでは。(第 3 章第 4 節 (4))

### ●委員との意見交換

#### <外来種被害予防三原則について>

- ・ 外来種被害予防三原則を確認したい。行動計画素案 p29 では三番目の【広げない】の内容が「生態系へ広げない」「逸出させない」なので、本来は【入れない】【捨てない】【逃がさない】にして、現在の三番目の内容は【捨てない】に入れるべきではないか。(日本野鳥の会)  
→ ご意見を参考に、検討させてもらう。IUCN の三原則は「入れない」「早期発見・早期駆除」「駆除・防除」の三段階で、環境省のものと少し違う。使い分けをしつかりしないと混乱する。(委員)

### <普及啓発について>

- ・ 普及啓発の推進が重要というご意見が多い。どう戦略的に進めるか。主な意見として、一つは教材やカメ調査など具体例、もう一つは文部科学省に取り入れさせる。また、市民団体の活動への支援システムも必要というご意見。(委員)
- ・ 役割分担について、国・県・市町村・NPOについて具体的に明記するべき。普及啓発は最重要だと考えており、市町村や県がその部分で動くことになると思うが、具体的な記述がない。県の仕事に環境省は口を出さないというエクスキューズにも見える。(ノーバスネット)
- ・ 環境省は取り組んでいると思うが、パンフレット等資料には限界があり、NGO等の体験型の普及啓発でもう少し広がっていく。更に広げるにはテレビの影響が大きい。一般の広い人に伝わる。テレビ・新聞の利用も重要。(日本自然保護協会)
- ・ 哺乳類の捕獲・殺処分は市民への普及啓発が難しく、反発もある。地方自治体を含めた様々な防除主体へのセミナーを各地で行っていただくことで、捕獲意欲や被害を受けている方の意識が高まる。有効な普及啓発となるのでは。(生物多様性 JAPAN)
- ・ ガラパゴスでの環境教育は幼児からの取り組みで島民意識の高まりにかなり成功。幼児時代からの教育は必要。また、地域全体でのマニュアルなど、実際に取り組む人へのサポートも必要。(委員)
- ・ 普及啓発でいかに末端まで広く情報を広めているのか、各団体がどのようなツールを持っているか伺いたい。(WWF ジャパン)
  - ノーバスネットの場合、一番は会員団体が44団体あり、各グループが公園、ため池、水田など、全国各地点で活動していること。(ノーバスネット)

### <事例紹介について>

- ・ 今回の素案で4つぐらい地域の事例が出ているが、そこで対策がされれば、安泰だとなると困る。実際にはそれぞれの市町村、NPOが各地でやっていく必要がある。(ノーバスネット)
  - ご指摘の側面もあるが、一方で事例紹介も必要なので、それ以外にもまだ次々問題が出ているという書き方にする。種だけでなく、地域や水辺単位でいろいろな系統群の問題が起きていることを紹介しながら、我々が取り組むモデル的防除を考えていく必要がある。(委員)
  - 事例紹介は重要で、具体例には重要な例を挙げざるを得ないが、そこだけ中心にやるという印象にならないように、全般にこういう問題が広がっていることが分かるようにする。どの地域もとりあげられるような表現にする。(委員)
  - 国の施策例を挙げるのは良いが、国としてそこだけを対策すると計画に挙げるのは疑問。河川のバス駆除方策は誰も分からず困っており、そこを国が一般的モ

ル地域とするのは大事だと思うが、そうした記述が無く、いきなり数地域を挙げると、国がそこしかやらないと言っているように見える。(ノーバスネット)

#### <保護地域について>

- ・ (行動計画素案 p25) ここに挙げた保護地域は、国だけでなく県、市町村、NGO がどこに重点を置くかという指標だが、国の保護地域を挙げるという考え方では行動計画の対象が誰なのか分からぬ。計画全般に、国がどこに重点を置いているのかが見えっこない。もっと現場の市町村に力を入れてほしい。(ノーバスネット)

#### <普及啓発について>

- ・ (行動計画素案 p45) 教育、普及啓発について国が力点をどこに置いているのか分からない、平板な書き方。危惧するのは、今実施している国の事業を PR するだけになること。殺処分問題や複数の侵略的外来種がいるという複合的な問題への対応方法など、対象ごとに力点を示してほしい。(ノーバスネット)
  - 国がやるべき主なこと、特に市民団体に対してやるべきことをしっかりと書いてほしいということ。(委員)
  - ご指摘の点については考え方を整理したい。国としての具体的行動に少し引きずられていた部分があったかもしれない。現場レベルでの活動へのサポートといった視点で、もう少し精査したい。(環境省)
- ・ 普及啓発も今まで通りで良いということではなく、重点化し、戦略的に実施する必要がある。(委員)
- ・ 地域の在来種も外来種も一緒に紹介されてしまう現状では、外来種対策単体での普及啓発は効果的でない。地域の生物多様性保全をどうするか、その中の外来生物対策という構成でなければならない。(日本野鳥の会)
  - 単なる生物種リストではなく、地域との結びつきを考える。影響の大きさを評価し、各地域で侵略的なものを選択していく。生物多様性地域戦略の生物多様性保全の所に外来種対策を入れるべき問題。その辺りが分かるように書いた方が良いと思う。(委員)
  - 少し話が違うようである。環境省でもレッドリスト、種の保存法等、生物多様性保全に取り組んでいる中で外来種対策が出てくるので、普及啓発には在来種の保全の話を強く入れて行く必要がある。(ノーバスネット)
  - 目標設定にも関連する部分。何のために外来種対策をするのかということは、検討委員会でも議論になっている。減らすことでどうなるのか、それは在来種の保全。(委員)
  - 環境省でも絶滅のおそれのある種の保全戦略も作っていて、体系立てて動くということは大事なので、そこは環境省でも考えてほしい。外来生物については地域

戦略とも関連が強いので、1項目設けて書いてほしい。(WWF ジャパン)

- ・ 生物多様性保全の主流化のコンセンサスが国民の間で出来ていないのが最大の問題。外来種被害防止行動計画は手足であり、その本体は生物多様性保全。それらの重要性と緊急性を国民に知つてもらう戦略が必要で、環境省のみならず生物多様性に関わる者として我々も責任を負っている。教育問題でも、文部科学省への説得力をつけていく必要がある。(委員)  
→ 外来種の主流化の前に生物多様性の主流化。関係省庁全部の問題で、本来協働で取り組むもの。各省庁で生物多様性国家戦略の枠組みを相互関連させ、連携していくべき。もう一つは国、自治体、市民等をつなげていく方向性。(委員)

#### <市民レベルの情報の収集と組織化について>

- ・ 市民レベルの情報は重要で、どのように収集、集約するか。緊急に対策が必要な種はいろいろあるが、見つかった時の体制が出来ていない。早期発見、早期駆除の体制作りも必要。普及啓発にとどまらず情報の組織化も課題。(委員)

#### <防除における個体処分について>

- ・ 防除には安楽死処分など課題が多い。外来種の処分の体制や制度が無いのは大きな問題。ミシシッピアカミミガメの特定外来生物指定もそれで見送られた。法的規制やそれ以外でどこまで対処可能か、検討する必要がある。外来生物全般について取り扱いの啓発を進める必要があり、今回のリスト作成の目的はそこにある。(委員)

#### <侵略的外来種リストの方式について>

- ・ 侵略的外来種リストを作つてもキリがない。誰も責任を持たずに観賞魚が放流される実態がある。ホワイトリスト方式で対応すべき。(ノーバスネット)  
→ 方式については外来生物法の時に議論になり、多種の外来種に対応するにはブラック方式が適当となった。現在の日本の体制ではホワイトリストは難しい。(委員)

#### <外来生物法について：改正、運用>

- ・ 今回、これをきっかけに法整備をするということもあるのか。種指定で明治時代以降としていた思考の変化や、段階的な規制運用も含め、今回の行動計画策定、リスト作成は意欲的に感じ、前向きに評価して良いと思っている。(日本自然保護協会)  
→ リストでは、明治以降という限定は外す。法改正はさきの国会で行っており、今後の改正予定は現時点では書き込んでいないかと思う。ミシシッピアカミミガメの段階的規制は、法制度的に対応がどうありうるか、現行の法律の弾力的運用について確認していきたい。(環境省)
- ・ 特定外来生物に指定されると取り扱いが厳格になるが、要注意であれば弾力的に運用

されるものと期待していた。今回のリストならまさにそこが広がるのではないか。現行制度でもある程度弾力的に運用できると思うので、まずは国内導入、飼育、産業利用等において関連している法律を整理してほしい。オオカナダガンの場合、捕獲し飼育下に戻しているが、鳥獣保護法の運用での課題も出た。（日本野鳥の会）

→ 法律を弾力的に運用してある程度解決できる部分はあり、そのうえで改正が必要かどうか、問題ごとに見極める必要がある。今の法律が弾力性に乏しいのは事実だが、例えば、場合によっては殺処分目的での運搬は可能という運用もある。それが知られず、調査目的の移動も禁止といった誤解を受けている。（委員）

#### ＜市町村の役割分担に関する議論について＞

- ・ 役割分担は非常に重要なことで、市町村の方々も含めた役割分担に関する議論の場を作りたい。 （WWF ジャパン）

#### ＜対策事例の蓄積について＞

- ・ 科学データの蓄積と同時に、実際の現場の対策事例・アイディアを先行させて現場からも持ち上げてもらい、出版されていくことが重要で、我々研究者とも協働で進めていただければと思う。先に道具・打つ手があるほど環境省も具体的な対策を取ること出来る。対策手法が確立していないと予算投下も出来ない。（委員）
- 対策手法の確立、成功事例の普及は重要。いろいろな場所で出てきているので紹介するとよい。今の文章ではそれが少ないので入れたほうが良い。（委員）

#### ＜市町村に対する支援について＞

- ・ 動かない市町村もあれば、動けない市町村もある。生物多様性地域戦略を立てる市町村が出てきているのは一つの機運で、その中に外来種対策が入るが、現場で問題が起きているかどうかとは別。また、役所の中に専門の職員がいない、専門の部局も無い中で対策に動けている地域がどう動いているのか、どうすれば動けるのか、環境省でも把握していただき、この計画に書くことが普及啓発の推進には大事。（委員）

### ■挨拶（外来生物対策室 関根室長）

本日は各団体の皆様から多岐にわたるご意見をいただき御礼申し上げる。十分認識していないかった部分もあり、今後の検討に大変参考になった。現場の問題に対応出来ていない、バックアップが不十分とのご意見もあったので、そうした点は全体的に直したいと考えている。

### ②関係事業団体との意見交換会

## ・牧草関連団体による意見発表、意見交換

一般社団法人日本草地畜産種子協会

### <説明資料>

(資料 3-8 ) 一般社団法人日本草地畜産種子協会からの配付資料

- ・ 飼料作物は現在国内で 93 万 ha の作付けがある、耕地面積は約 450 万 ha なので、その約 2 割を占めている。イネについて 2 番目の作付面積。一方、世界的に穀物価格は上昇しており、畜産農家の国産品への需要が増している。国としても食料自給率向上の観点から、施策として平成 32 年度には 105 万 ha に拡大することを目指している。
- ・ また、国・県・民間種苗会社で日本の気候風土に合った作物の改良を行い、奨励すべき品種を指定し、積極的に指導しているところである。

### <外来種被害防止行動計画について>

- ・ 農業との調和をどのようにとるか。農業利用を行う外来種について、どのような考え方で進めるのか、具体的な内容が記述されていない。計画に書き込まれていないと、現場では混乱するのではないか。
- ・ 牧草に限らず農作物は人間の管理下において利用されるものである。国土の中に土地区分、地域区分をして、その場に応じた行動を書き込んでゆくべきではないか。
- ・ 必要以上の規制がなされることがないよう、地方自治体への指導の徹底を願いたい。平成 17 年には佐賀県でトールフェスクが規制されることとなり、現場では非常に混乱した。
- ・ 必要以上の事業者負担を求めることがないよう留意されたい。

### <侵略的外来種リストについて>

- ・ 科学的評価に基づく選定、地域の重要度の区分に応じた選定、社会経済的な影響を考慮したバランスのとれた選定を求めたい。
- ・ リストは種の数が非常に多く、一般の方には分からぬのではないか。優先度の高いものをまずリストに載せるべき。農業利用がなされている種については、人間の管理下にあり、優先度は低くなると考える。除外をいただきか、有用な植物については別のリストにすることはできないか。
- ・ リストの名称について、「ブラックリスト」や「侵略的外来種リスト」は掲載種に悪い印象を与えてしまうもので再考願いたい。
- ・ 種名の表記については、学名・和名だけでなく、一般名称も併記をしてもらいたい。

### <意見交換>

- ・ 農業利用されているものと、早急に対応しなくてはならない侵略的なものが同じリストにあるのは問題があると思っている。このリストは外来種の管理のための一歩踏み込んだリストと受けとめている。有用ではあるがリスクもあるものについては整理する必要がある。利用している団体から管理方法を提示することなどはできるか。(委員)

- 直接の答えにならないが、全国一律の対応が必要かどうかは疑問。ゾーニング、地域区分として重要な地域とそうでない地域があるだろう。それに応じたきめ細やかな対応が必要ではないか。(一般社団法人日本草地畜産種子協会)
- ・ 地方レベルや府県レベルで取扱について、指導する体制がどのくらい整っているか。  
例えばマニュアルを作ったとして伝える体制があるか。(委員)
  - 指導のシステムで言えば、各県に普及組織がある。また、農協の技術指導者、配合飼料の会社、県の獣医が技術指導を行っている。そのようなところから直接的な指導が可能と考えている。(一般社団法人日本草地畜産種子協会)
- ・ 野外に逸出するのは問題であるから、そのようなことがないようにという内部指導のようなことは行われているか？(委員)
  - 現在はそのような観点から指導はしていないと思うが、養分や収量を考えて出穂から開花前に収穫することが望ましいため、そのように技術的に指導することで、結果的に同様のことができていると考えている。(一般社団法人日本草地畜産種子協会)
- ・ 農業との関連についてこのように書くべきという意見があれば教えて欲しい。(委員)
  - 具体的な線引きの手法について持ち合わせてはいないが、最低限農業利用地については、線引きはできないか。また、国立公園の特別保護地区は線引きができるだろう。それらの中間地域について水系や道路等線でつながっている部分は、管理上も別に扱うべきではないかと個人的には思っている。(一般社団法人日本草地畜産種子協会)
- ・ リストについて侵略性の判断の根拠となる科学的な情報に関する議論はどのようにされているか。社会的に影響のある種については、一層の説明責任がともなう。そのため科学的データは開示されるべき。(委員)
  - 海外の事例を含め、実際にどのような影響を及ぼしているかという情報を収集し、植物については拡散可能性や永続性等、生物学的な特性を評価している。(環境省)
  - 科学性がどこまで保証されるかは、難しいところもある。ポテンシャル、可能性まで考えると専門家判断を基準にせざるを得ない部分もあるのではないか。ここは大きな論点のひとつ。(委員)
  - 愛知目標を達成するために、侵略性の観点からリストアップする。法的規制の基礎資料ともなるかと考えるが、やむを得ず利用する種については留意事項についてもより適正に使用してもらうために併せて情報提供していきたい。(環境省)
- ・ 利用している種への要望の多くは、リストに掲載されるとイメージが悪くなるので、選定は慎重にしてもらいたいという構図だと思うが、既に過去に要注意外来生物リストがある。今回のリストはより厳格なものか、それとも網羅的か、どのような位置づけか(委員)
  - 要注意外来生物を選定した際には議論が不十分なまま公表したという批判は承知

している。今回のリスト作成に当たっては様々な意見を聞いた上で慎重に判断したいと考えている。また、より広く科学的知見や利用上の注意についての情報の収集を行い公開したい。選定する数としては要注意外来生物よりも多くなるかもしれないが、対策や注意が必要なものを網羅的に選定する。(環境省)

#### ・緑化関連団体及び林野関連団体による意見発表、意見交換

一般社団法人全国特定法面保護協会

#### ＜説明資料＞

##### (資料 3-9 ) 一般社団法人全国特定法面保護協会からの配付資料

- ・われわれは道路法面、治山等の法面保護の会社が集まって組織している国交省所管の団体。法面緑化に使っているのは主に牧草、芝草。これらを種から用いて法面施工に使用している。
- ・トルフェスク、チモシー、オーチャードグラス、ウイーピングラブグラス等、リストアップされると使えなってしまう。そうするとリストにない品種を使用せざる得なくなり、望ましくない。これらの植物を使用した方が確実、安価に成果が發揮できる。
- ・施工地からの逸出については、「日当たりの良い肥沃地を好む植物」が侵略的になる土地は限られているのではないか。逸出=侵略性と考えられている部分があるようだが、本当に侵略性を評価しないと損失は大きいと考えている。

一般社団法人日本造園建設業協会

#### ＜説明資料＞

##### (資料 3-10 ) 一般社団法人日本造園建設業協会からの配付資料

- ・緑化は都市の道路、建築物の屋上等や自然公園まで幅広い事業範囲を持っている。都市の環境改善、景観形成等、様々なところで外来種が使われている。設計段階では地域性は考慮するものの、悪条件に耐えうるものとして外来種が多い。

#### ＜侵略的外来種リストについて＞

- ・侵略的外来種リストという名称は衝撃的。誤解を与えない名称の検討を望む。
- ・学名和名だけでなく、common name、通常使用されている通称の併記を望む。
- ・リストに挙げるだけではなく、適切な管理手法の情報が公表されるとありがたい。

#### ＜外来種被害防止行動計画について＞

- ・設計・施工・生産・管理・育成と色々な段階で、「広げない」という行動原則は遵守する。しかし、自然地域と違い、都市の公園や街路のように制御可能な条件下では使用し、都市緑化に求められる機能に効果的な活用をはかることが重要と考えている。
- ・リストに掲載された種については各段階で十分な注意をはらうが、栽培・管理のシステムとして種のトレーサビリティ、種の同定についての体制の整備も必要。施工担当技術者の外来種に対する知識と技術の向上について内部でも啓発したい。交雑について

てのモニタリング技術も必要だろう。

#### 一般社団法人日本林業土木連合協会

- ・ われわれは林野庁の国有林野内における治山、林道工事を行っている全国的な組織で国土、地球環境の保全というものを目的として挙げている。
- ・ 林野公共事業では緑化工が行われている。具体的には、集中豪雨等による崩壊・裸地化した場合の山腹緑化工、林道工事で切土・盛土部分の緑化工が行われる。緑化工の実施に当たっては生物多様性への配慮がなされることが必要である。
- ・ 工事に当たっては浸食防止が第一義であり、特定の種が使用できず、代替種のみの使用となると目標とする効果が達成できない場合も考えられ、最小限必要な種の使用はなされるべきで、発注者にも十分な配慮が求められる。
- ・ 将来的には外来種を用いることのない緑化工法の開発、代替種の開発・選抜がなされることが望ましい。
- ・ 一般の人々に理解されるようなリストを作られたい。生物多様性の保全、外来種問題の重要性については理解しており、国・地方公共団体・事業者・国民という様々な主体による外来種対策が必要。一方、受注者としては過度の規制で負担が強いられ事業が立ちゆかなくなるということも考えられ、十分な配慮をお願いしたい。

#### 特定非営利活動法人日本緑化工協会

##### ＜説明資料＞

###### (資料 3-12 ) 特定非営利活動法人日本緑化工協会からの配付資料

- ・ 特定外来生物リストが発表され、斜面・法面の緑化業界は、経済的のみならず技術者魂といった精神的部分にまで大きなダメージを受けている。
- ・ 設計・積算・施工等の遅滞を発生させることのないよう、代替の解決策を示した上でリストアップし、行動計画を作成してほしい。
- ・ 環境省は理念的で、全国一律に予防原則を掲げている。その結果、現場における対応が混乱し、緑化の現場で積み上げなければならないことが実施できなくなっている。実際にできることをお願いしたい。
- ・ 守るべきところを定め、ゾーニングを進めてもらいたい。
- ・ 外来種を使うなという流れの中で中国産のヨモギを使用して、遺伝的搅乱の問題が生じるようなねじれも起きている。モルタルを吹き付けてしまえと言いたくなるが、それでは目指しているところのものとは違ってしまう。
- ・ 外来種というのは中立的な言葉で善も悪もない、「侵略的」「要注意」という冠がつくと悪いものだと誤解をされ科学的な用語の使い方ではない。
- ・ 現在の学校教育の中で、子ども達にしっかりとした外来種教育ができるとは思えない。今のままでは子ども達の生物に対するイメージ、観念がくずれてよくないことになる

と心配する。

## 一般社団法人日本植木協会

### <説明資料>

#### (資料 3-16 ) 一般社団法人日本植木協会からの配付資料

- ・日本人は海外の植物を素直に受け入れ、日本の文化にあわせて改良してきた民族。利用してきた文化を持つ。
- ・生物多様性、地域性植物、外来生物（の防除）という言葉は、一般の知識のない人は耳にやさしく、賛成しやすいものと思う。
- ・多くの植物は江戸時代までは渡来という形で日本に入ってきた。明治以降、導入という形で多く取り入れられてきている。近年も多く海外から植物が入ってきていているが、外来生物という言葉が出てきて、一般の人達の評価は日本のもの、地域性の植物がよい、外来生物は植えないでほしいという話が出てきている。
- ・国立公園や世界遺産地域等の自然環境に外来植物が入ることは好ましくないことと思うが、都市部の緑化においては、在来種にこだわると、大きくなりすぎ管理がかかりたり、色の変化がないために一般には喜ばしくないことがある。
- ・個人庭園でもなく、大きくならないもの、花のきれいなもの、形の乱れないものが好まれる。
- ・愛知で絶滅危惧種であるハナノキが植栽のアメリカハナノキと交雑している問題など、交雑するものは自生地の近くでは使用してはならない等は徹底すべき。
- ・一般の知識ある団体や植物園協会の意見も取り入れて、最終的な結論を出していただきたい。
- ・モウソウチクは管理下から外れてしまったもので、問題点が多い。キウイフルーツのように山野で生育しているものがある。危険なものとそうでないものを選別してほしいというのが希望である。外来種＝悪者というイメージはつけさせたくない。

### <意見交換>

- ・外来種がすべて悪いと受け取られるのではないかという懸念については、外来生物法ができた時点において、日本の産業は外来生物なしには成り立たないということは前提と思う。その中で危険なものは使用しないが、それ以外のものは積極的に使用するというスタンスである。その上で言葉上の誤解が生じるということであれば、注意深く使っていくべき。(委員)
- ・ゾーニングの観点は必要だろう。その議論については、資料 2-3 の表が基本的で重要と考える。現在緑化等で使用されているものはまん延期に相当するものが多いかと考えている。まん延期のものについてはこの表において、保護地域等での防除となつておらず、ある程度のゾーニングを想定して議論してきており、もう少し議論を深めら

れるかと考える。(委員)

- ・ 法面等は山で施工されることも多い。使い方、工法で対応可能かどうか、代替性担保はあるかどうか。(委員)
  - 林野庁の取り決めでは、下にシートを敷く等して、施工場所以外には種子が飛ばないようにするルール化は進められている。山の森林の中や沢筋も上流部では、暗いので、明るいところを好む牧草は生活環を繰り返すような定着はしていないという調査結果が出ている。下流で定着しているのは、人間が改変した場所だが、そういった場所では管理をせざるを得ないと考えている。地域を考えて管理するということが必要と考えている。市場単価にはしばられる、外来種も使えない、在来種と呼ばれている中国産も使えないということでは、現場ではなすすべがなくなり、リスク一で金のかかる方向にすすまざるを得ない。(特定非営利活動法人日本緑化工協会)
  - 代替性の問題でいえば、外来の牧草・芝草が使えないとすればかなり難しい。自然侵入促進工というグレードの高い工法はあるが、それは経費がかかり、結果的に緑化の事業費が増大する。(外来の牧草を)使うか使わないかは、場所によって、判断頂くようにするのであれば、対処できるのではないか。(一般社団法人全国特定法面保護協会)
- ・ 本当に侵略性があるかないかを議論する焦点のひとつは、現在の主力草種であるオニウシノケグサ(トールフェスク)だろう。これを他の草種・品種に全国的に代替していくということは可能かどうか? (委員)
  - トールフェスクの矮性種があり、コモン種よりは弱い。しかし、矮性種は発芽し植被はできるが、その後の経過はその後に入ってくる侵入種次第で、衰退が急に起きてくると法面の保持に問題が生じてくることがあり得る。通常でも、使うことができる場所であれば、コモン種を使うことが多い。(一般社団法人全国特定法面保護協会)
- ・ 植物を替えると工法や経済性が変わることが起こる。その上で安全性や安心を確保できるかどうか。その可能性について、代替性や工事発注の観点から意見を伺いたい。(委員)
  - 代替種については平成17年・18年に4省庁で緑化植物の検討を行い、大筋の方向性を示してあるが、発注には結びついていない。それをどのようにクリアするのか。矮性種は市場単価のものより高く、それは設計書にはないので、現実にはできていない。北海道ではトールフェスクの代わりにハードフェスクを使おうという動きがあるが、代替種がよいのかどうかも議論の必要がある。代替種がどのような挙動をするかは試してみないとわからない。(特定非営利活動法人 日本緑化

工協会)

- ・ 使用する際の単価が安いというが、逸出した際の管理の費用まで入っているか。管理の問題と表裏一体と思っている。その時だけの費用の話をして、後のことまで含めた管理を考えておかないと、間違ったことになるだろう。(委員)
  - 管理の経費は入っていない。逸出の問題の指摘があるのは河川敷のみを承知している。逸出よりも侵入の方が問題となっている。生物多様性に配慮しようということで、外来種の播種量を少なくしたり、在来種を混ぜて播種したりすることで、植被するのに時間がかかり、その間にセイタカアワダチソウやオオアレチノギクが侵入し定着することで、問題が生じていることがある。(特定非営利活動法人日本緑化工協会)
  - 外来草本を使った時も法面自体はどういう工法であれ、トルフェスク、チモシー、オーチャードグラスのどれを使用したとしても必ず遷移していくという前提である。管理というのはそこからこぼれたものをどうするかということだが、里山あるいは施工地以外の地域で問題になるという報告を承知していない。リスクの可能性を過大に評価することの危険性が大きいのではないかと考えている。(一般社団法人全国特定法面保護協会)
  - どのような時間のスパンで考えているかによる。時間をかければ自然になるかどうかというのも今後考えていかなくてはならないのではないか。(特定非営利活動法人 日本緑化工協会)
- ・ 関連省庁の検討があり、要注意外来生物で緑化植物として要検討というもとで掲載されてきた、その上で今回やはり選定自体が大変だというところかと思う。両者の立場を交えた意見交換を行う必要があろうかと感じた。(委員)
- ・ まずは、作成しないと次の段階に進めないし、地方版などより使いやすいものもできない。リストは使うものなので、そのような観点で作ることが重要と考えている。そして、緑化した場所ではなく、他の場所に逸出してどの程度繁茂するのかが問題と考えている。都市で逸出しても問題になるとは思っていない。例としてセイタカアワダチソウは危険だと考えている。かつては埋め立て地や宅地造成地、河川敷、に拡がっていたが、今は問題となっていない。しかし、北海道の湿原や琵琶湖の湿原等に入ってくると明らかに問題。問題となる環境、ならない環境を整理して評価をしていきたい。(委員)

#### ・養蜂関連団体による意見発表、意見交換

社団法人日本養蜂はちみつ協会

- ・ 養蜂は蜂蜜などの蜂産品の生産以外に、近年は園芸作物の交配用として貢献しており、農産物の生産額の総体は予想であるが1兆円に届くと考えている。

- ニセアカシアは養蜂用の蜜源の 50%を占めている。要注意外来生物へのリストアップ以降、蜜源の確保に困窮した。リストアップが業界に大きな影響を与えるということを考慮願いたい。
- 要注意外来生物への指定の根拠とされた生態系影響への懸念は、掲載以来注視してきたが、全くの懸念に過ぎないとする考えに至った。

#### **地方独立行政法人 北海道立総合研究機構林業試験場**

- 科学的評価に耐えられない、思い込みだけで推論されている情報でまとめられた論文が横行している。その例として、前河・中越の研究や橋本他の研究論文を精査したが、ニセアカシアが悪いものとする前提での、確証バイアスのある論文と考えられた。
- 橋本論文は、エノキ・ムクノキ群集がニセアカシアに占有されているというものであるが、調査実施地域の衛星写真からは草地や裸地に囲まれたニセアカシア林であり、周囲にエノキ、ムクノキが無い場所であった。このような状況でニセアカシアがエノキ、ムクノキの更新を阻害している、排除しているといった結論を出せるのか疑問を感じた。
- 独自に多数のシラカンバ林内とニセアカシア林内にて下層植物種数の調査を実施したが、ニセアカシア林内では在来植物が有意に衰退、駆逐されるような結果や外来草本が多くなるという結果は得られなかった。
- ヨーロッパからの報告でもニセアカシア林内で特異的に在来植物種数が減少するという結果の報告はない。
- 馬や子供がニセアカシアの樹皮をかじって中毒を起こす例が報告されていることは事実。ただし、一般的な性質ではなく馬が必ず中毒することはない。子供の中毒例も中国で 2 件の報告のみ。
- 馬の中毒例から馬などの家畜が食することで中毒を起こさるとの記述があるが、「など」に当たる馬以外の他の家畜の中毒例に関する事例は確認できなかった。一方、北海道では、エゾヤチネズミやエゾシカが普通に樹皮を採食している事実がある。情報の一面だけを捉えて情報を提供する状況は問題と考える。
- 科学的根拠とされている論文にも確証バイアスに満ちた問題が多く、断片的な情報がかなり流布されている。学術論文や情報について、中身を精査し公正に評価した上で情報を発信して頂きたい。

#### **<意見交換>**

- リスクそのものも科学的評価が必要だが、フィールド生態学は、再現性能が極めて難しく、様々な角度及び研究者が現象について再現性を確証しなければならない。その中で環境省におけるリスク判定の中にどの程度科学的に担保されるのだろうか。化学物質の生態リスク評価はクライテリアがはっきりしており、絶対的な定量性と判定基

準があるが、このリストはすべての分類群を包括して評価しているため、評価基準についても専門家グループによってもだいぶ異なっている。それはそれで柔軟性があつて良い部分もあるが、産業利用されるものは、リスクがベネフィットを上回ることをはっきり証明する必要があると考える。エキスパートジャッジメントを行う我々研究者は、かなり覚悟を持って指定にあたる必要があるだろう。リスト作成に関しては今回のようなステークホルダーを交えた議論が最初から必要であり、たった数時間で決着してしまうことは無理があった。ステークホルダーからの物証の中にも科学的根拠があると思うのでしっかりと精査すべきである。（委員）

- ・ 現在使用している外来種をやめても生態系サービスのニーズは無くならず、解決は困難である。策定を進めている行動計画も、一つのあらすじであり、すべてを書き込むことは不可能である。個別のものは、行動計画策定後の次のステップとして行動計画全体の構造の中に、個別議論を行うための部会を設けていくべきと感じた。（委員）
- ・ ニセアカシアが要注意外来生物リストに挙がったことでどのような影響が具体的にあったのか。伐採が急に進んだというような例があるのか。（委員）
  - リスト掲載により国有林野での植栽がされなくなったが、我々が説明することで植栽がされるようになりつつある。伐採については、河川敷に繁茂した本種が伐採されたが洪水対策と説明を受けている。要注意外来生物への指定根拠は、先に説明した通りで、今回のリスト掲載の根拠とされることは看過できない。（社団法人日本養蜂はちみつ協会）
- ・ ニセアカシアの影響を示唆したような論文はすべて何らかの誘導的結果であるものと考えて良いのか。（委員）
  - ヨーロッパからの最近の例を除いては、ほとんどはそうであると考えている。「保全生態学研究 2005 年」に掲載された「特定外来生物に指定すべき外来植物の優先度に関する保全生態学の視点からの検討」の中で、生態系・在来種に及ぼす影響の部分に引用された 7 論文のうち、検証論文は、前述した前河・中越の論文のみで、ニセアカシアに触れていないものと在来種として紹介している資料が 1 点ずつ。との 4 点は研究者の私見であった。本当にニセアカシアが在来種に影響を与えるという文献が見当たらない。そのため、独自に調査を実施したが、在来種が少なくなる、外来草本がはびこるといったことは確認できなかった。逆に、希少な在来種の群落が確認されたとする報告もある。これらの事実からこれまで説明してきたことに疑問を感じている。ニセアカシアはマメ科であることから、窒素を土壤に供給 → 好窒素性植物の外来草本が繁茂 → 在来種が無くなるといったストーリーができたものと考えている。（地方独立行政法人 北海道立総合研究機構林業試験場）
- ・ 外来種の侵略性の判断は難しいが、一つの指標としてコントロールを外れて増殖しているかということが問題となる。その点ニセアカシアはどうなのか。（委員）

- ニセアカシアは休眠期に伐採を行うと萌芽再生が著しく、伐採前以上に増加する。間違った管理が増殖させる状況を作っているのでは。そのため、夏期に伐採し、高茎草本（イタドリやササ）に覆わせてコントロールすることについて、現在データを取りまとめている。正しく生態を理解して、進めることで、ある程度は管理できるだろう。（地方独立行政法人 北海道立総合研究機構林業試験場）
- ニセアカシアは再生能力も強く、他の樹木とは違った徹底した管理をすべきと考えている。その点では侵略性は高い植物であると考えている。（委員）
- 侵略性については言及していない。在来植物を駆逐、排除するかについて注目し、研究を進めている。報告内容を精査して評価していただければと思う。（地方独立行政法人 北海道立総合研究機構林業試験場）

#### ・水産関連団体による意見発表、意見交換

全国内水面漁業協同組合連合会

#### ＜説明資料＞

##### （資料 3-14）全国内水面漁業協同組合連合会からの配付資料

- ・ 当連合会には、会員が 41 都府県（準会員、賛助会員を含めると 43 都道府県）、789 漁協、29 万人の会員がいる。
- ・ バス類、ギル類のように顕著な食害を起こすであろう種（ストライプドバス、ナイルパーク、ケツギョ等）とともに、導入から 100 年以上経過しているが、被害もなく、産業やレジャーにも有用な魚種が同じリストに含まれていることに大変危惧を感じている。
- ・ ニジマス、カワマス、ブラウントラウトは、他の魚種と比較して被害を与える状況が極めて少ないと考えており、リストからの除外をお願いしたい。
- ・ ニジマスは 136 年前に導入され、水産養殖の技術発展に貢献した。現在は、増養殖事業として輸出の推進や国内では高級食材や釣りの対象魚としてのイメージが定着してきた。
- ・ 内水面漁業の対象魚種として、ほぼ全国の漁協で放流が実施されており、特に渓流域でのファミリー向けの特設釣り区にて、レジャー釣り用の対象魚として広く利用されている。現状で 20 都府県、232 の漁協で漁業権が免許され、有料利用が行われている。
- ・ ニジマスは各地で放流されてきたが、本州以南で自然繁殖している例は非常に狭い範囲であり、侵略的に広まる状況ではない。その点から、カテゴリ区分は「分布拡大期」ではなく、「定着初期／限定分布」であると考えており、リストからの除外をお願いしたい。
- ・ カワマスは、栃木県の奥日光と長野県の一部で確認されている。奥日光では、導入流域から下流域に分布を拡大、増殖は確認されていない。また、生態的にイワナより弱く競合もしないだろう。ただ、イワナとの交雑が、若干報告されているが、F1 までで

その後増殖はない。

- ・ 以上のようなことから、ニジマス、カワマスについては、リストから除外をお願いしたい。
- ・ ブラウントラウトは、管理水域の中で養殖が行われている点をご承知頂きたい。

## 全国養鱒振興協会

### ＜説明資料＞

#### (資料 3-15 ) 全国養鱒振興協会からの配付資料

- ・ 振興協会は県単位で組織された団体が加入し、漁協や任意組合など 18 県 19 団体あり、末端の会員数は 400 である。県組織に加入していない養鱒業者も多く、全国に及んでおり合わせると 600 以上あるだろう。
- ・ 養鱒は食用等より観光産業と結びついた需要（管理釣り場、キャンプ場等）があり、多くの関連業種に渡っているため、我々の団体が代表で良いのか疑問。
- ・ 影響等では北海道が一番問題となっているが、協会では北海道の情報をほとんど持ち合わせていない。そのため、北海道の養鱒業者や観光産業界の意見も聴取すべき。
- ・ 「侵略的外来種リスト」という名称は外来害魚と思われかねず、好ましくない。
- ・ ニジマス、カワマス、ブラウントラウトについては、導入から 1 世紀以上の時間が経過しており、ごく最近になって一部地域での定着や影響事例が報告されるようになった。3 種については、生物多様性上重要な地域や人的経済的被害の報告はないため、リスト掲載からは除外することをお願いしたい。
- ・ 北海道で問題となっているブラウントラウトは、すでに駆除の取組が実施されており、水産資源保護法や自然公園法で放流も厳しく規制もされている。
- ・ ニジマスは食用として、輸入品を含めると 5 万トン（国内養殖 6 千トン）が利用されている。協会ではこれまでにニジマスの食用普及を中心に、利用推進を図っており、リスト掲載による悪印象により、その努力が水泡に帰すことを懸念する。掲載には慎重な対応をお願いしたい。
- ・ リスト掲載が特定外来生物の予備軍と印象付けられてしまうことが気になるところであり、将来の規制につながることも危惧している。
- ・ 資料 2-1 の 2 p 、 4 つめの○。3 魚種とも移植後、長い歴史があり広域で利用されているため、リスト掲載による実効性があるのか疑問である。ニジマスの代替種となるものは無く、在来種の養殖はコストが高くて難しい。
- ・ 資料 2-1 の 4 p 、自然環境・社会経済的条件の (B) 生物多様性保全上重要な地域への影響について、国立公園内や世界遺産地域内には多くの養鱒業者が存在しており、世界文化遺産の富士山の周辺は、ニジマスの一大産地である。これらが規制を受けるかどうか心配である。
- ・ 資料 2-1 の 5 p 、カテゴリ区分については、定着や被害も本当に一部の地域なので、

「定着初期／限定分布」になると考へている。

- ・ 3種については、侵略的外来種リストには掲載せずに別のカテゴリにするとか、区分を追加することで対応していただきたい。また、國の方針に沿って進めてきたにもかかわらず、やむを得ないという表現をされることには抵抗がある。

#### <意見交換>

- ・ 今回のリスト作成では、予防的な観点から影響のおそれがあるものも含め、何らかの手立てをすべき種のリストと考えている。利用があるからリストアップは困ると主張されているが、使う側としてのリスク責任といった観点が全く感じられない。(委員)
- ・ 挙げられた3種は、それぞれ事情が異なっており、特にブラウントラウトは3種の中で一番大きくなる種であること、意図的な私的放流があって責任を誰にも問えないかたちで、オオクチバスの密放流と同様のことが行われていることから、個人的には特定外来生物指定に十分値すると思っている。そのため、オオクチバス対応と同様に特定外来生物に指定した上で漁業権について配慮すべきと考えている。また、ニジマスについてもいくつかの影響の指摘の論文がある。以上のこと踏まえリスト掲載とした上で賢く利用していくところが妥協点と考えている。(委員)
  - 北海道においては、ニジマス、ブラウントラウトはバス類と同じ指定の位置付けで駆除対象とされている。地域ごとの管理体制の構築は必要と考えている。自然繁殖のモニタリングをしながら放流する管理体制がとられている漁協組織や養殖場で対応は可能である。意識して管理しながら利用していくことのできる魚種であると考えている。(全国内水面漁業協同組合連合会)
  - 漁業権水域内での管理が的確にできることは、内水面漁業ならではのことであり、説明の通りと思う。ただ、いなかつた所に勝手に持ち込まれたものについて、問題になってからしか対応出来ないのかというとそうではなく、出来る限り分布の拡大を未然に防ぐ必要があると考えている。ブラウントラウトは、定着河川から海域を通じて自力で拡散する特性があり、非常に要注意である。私的で責任が取れない形での分布拡大はオオクチバスとよく似ている上、自力での分布の拡散という問題もある。一部では漁業権魚種にもなっており、そのことも含めた上で選定評価をどう考えていったらよいかということとなる。ただ、かなり危険度の高い魚種と考えている。(委員)

#### <まとめ>

- ・ リストの名称について慎重な対応を求める意見、利用のあるものが本リストに同列に掲載された場合に誤解が生じる可能性があり、その辺り誤解されないような配慮が必要という意見。リスト掲載種の管理的側面として、社会的、経済的影響に対する十分な考慮、留意事項と呼んでいる部分をどうするのか。ゾーニングの観点を入れた一体

化した管理が出来るかといった新たな論点が示された。利用に関しては、種毎にかなり特性が異なっており、業界からも譲れる部分、譲れない部分の段階（優先）を示してもらった上で検討する必要があるだろう。本日の意見は論点として非常に有効であり、今後は今回の意見を踏まえた上で考えていく必要がある。(委員)

- ・ 今回の会議では、現状の危機のみが議論されており、20年、30年、50年先を見据えて外来種をどう使うのか、その業がどう位置付けられるのか議論がなされておらず、その議論をすることが必要である。生物多様性基本法の6条には、事業者の責務についての記述がされており、それに則った議論を行う必要がある。(委員)  
→ 従来の既得権の延長で話を進めるのではなく、現在の世の中で生物多様性の確保について、現状の社会情勢の中で将来どうするのかといった視点に立った議論が必要であるということか。(委員)
- ・ 業界や事業者にとってリストの脅威を一層実感した。生物多様性保全や条約の中味について、ほとんどの国民に理解されておらず、まだ普及啓発が先行するのだろう。また、科学的根拠にこだわったのは、生態リスクという客観的な視点でリストを作るのではなく、侵略性やそのおそれについて明示し、利用には注意が必要であることは意識してもらう必要があるため。そのために、反対意見にはしっかりと論証できるような科学的根拠を準備しておく必要がある。利用者側もリスクの科学的根拠が示されたものについては、リスク管理を徹底することが利用者側の責任となるだろう。管理がしっかりとしていれば大丈夫という意見があったが、管理の手を離れた時にどうなるのか考えなくてはならない。放棄や放置されることが無いとするならば、それがどう担保されるのかも今後の議論の中に含めていく必要がある。(委員)  
→ コストのかかる管理が継続的に行われる保障があるのか。逸出した場合にその責任はどこが負うのかといったことも考えておくべきなのだろう。(委員)
- ・ 行動計画は、今後事業者の皆様にきちんと行動して頂けるようなものにするため検証していきたい。日本造園建設業協会の「都市緑化の施行と管理における外来種の活用と留意点」の中に、事業者として外来種予防原則に従ってどういった行動を取るべきかについて建設的な意見を提案されていた。こういった内容をもう少し具体的に行動計画の中の事業者の部分に反映させていく必要があるのでは。(委員)
- ・ 今回策定を進めているリストは、絶滅危惧種対策としてレッドリストを定める作業にあたるものである。学ぶべきはレッドリストがどのように扱われているか、どのような効果があったかということである。レッドリストに掲載の後、科学的根拠に基づいて絶滅のおそれの高さをランク付けし、法的規制対象とするか否かは、実効性のある取組に着手できるかによって判断される。侵略的外来種リストについては、一定の侵略的リスクがあるので取扱いに注意して下さいという以上のものではないが、必要以上に心配されて懸念が生じていることとなっている。便利で役立つけれども注意もして下さいというニュアンスをいかに伝えられるかが肝と考えている。一方でリストへ

の掲載が見送られた種は何しても大丈夫と捉えられることが危惧されるため、ある程度、予防的な観点でも掲載種を決めるべきと個人的には考えている。その上で、法的規制のある特定外来生物に指定すべきとなった際、実効性の部分と、規制がかかることによるマイナスの部分をどうバランスを取るのか、を見極めていくのではないだろうか。利用している種についての配慮も必要であるが、あまり重きを置きすぎると、リスト掲載されない種が増えすぎてしまい逆効果となることを危惧している。(委員)

→ リスト作成では、リストから漏れた種の扱いをどうするのかが問題となる。リストアップされたものについても段階があり、科学的に侵略性を判断した次のステップで管理という観点が入ってくると問題が大きくなる。この辺りを仕分けられたら良いが非常に難しい。日々、新しい外来種が入ってくる現状にあって、常に見直ししつつ考えることが必要である。今回出された問題提起をまとめた上で、それらについての論点を次の会議で盛り込むべき内容などの議論を行い、その結果を今回の参加者にフィードバックしてチャンスがあれば意見をいただけないと良いのではないか。(委員)

- ・ 今回のリスト作成の目的は取り締まりだけではなく防除ということがあるので、実際に動くことが必要である。ここにいる委員がいくら合意しても何も変わっていかない。やはり、今日参加された方々が動いていかないと、全体も動くことはなく、さらには一般国民も動いていかないだろう。今日の業界の方はどうちらかというとディフェンスの立場であったが、産業にとってはチャンスでもあるとも考えられるので、その辺は我々もうまく戦略的に考えて、日本の生態系が良くなるように進めてもらいたい。(委員)
- ・ 法律を作っただけで問題解決ではなく、法律をうまく運用していくことで初めて意味のあるものとなる。今日意見として出た普及啓発などを含めた取組が非常に重要であろう。改めて外来種問題は、一般の人々の理解と行動の上に成り立つということを認識した。(委員)

#### ■閉会挨拶（外来生物対策室 関根室長）